

第72回議会運営委員会記録

令和3年8月10日

【開催日】 令和3年8月10日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時10分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	主査兼議事係長	中 村 潤之介
議事係主任	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 モニター意見について・・・資料1
- 2 会派について
- 3 その他

午後1時30分 開会

長谷川知司委員長 皆さんこんにちは。第72回議会運営委員会を開催します。

本日の付議事項は、お手元の資料にあるとおり、1、モニター意見について、2、会派について、3、その他です。では資料1を御覧ください。

モニター意見について。「3月9日の議会運営委員会を傍聴して」ということで、申し合わせ事項について意見が出ております。これについては、前回もいろいろ協議した内容ですが、そのときの方向としては、申し合わせ事項に何か付け加えるほうがよかったんじゃないか、付け加えたらどうかという意見があったと思いますが、何か皆様から意見があれば。

山田伸幸議員 議会運営委員会を傍聴してというやつに限っていいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）これはモニターの意見がもう明確でそれぞれ指摘されておりますが、運営上のルールをきちんと守る必要があると思います。そして、今後も将来にわたって、単なる申し合わせ事項ではなく、規定にすべきだという点についても尊重されるべきだと思います。

長谷川知司委員長 山田議員員から、申し合わせ事項115を守るべきだという発言がありました。前回においては、これは当然守るべきであるが、「原則として」とあることもあり、また、議長が必要と認めた場合はどうなのかという意見が出たところまでは話したと思います。

高松秀樹委員 申し合わせ事項115「請願及び陳情等は原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する。」についてのモニターからの意見だと思います。最近陳情等もたくさん出ています。そもそも議会としては、市民の立場に立って柔軟に対応するのも一つの方策と考えれば、申し合わせ事項115を改正する措置を取ったほうがいいんじゃないかなという気がしました。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。高松委員から、申し合わせ事項115を少し変えたらどうかということでした。文言についてはまた事務局と協議しますが、方向的には市民の立場に立って急施を要するものは、やはりそれなりの対応をすべきということだと思いますが、いかがでしょうか。

伊場勇副委員長　そうですね、書き方は今から協議しなきゃいけないんですが、追加する事項もあるかと思imasuので、これを少し見直して変更する協議をしたほうがいいと思imasu。会派で持ち帰って少し話したんですけど、これだという案にはまだ至ってない状況です。

山田伸幸議員　さっきも言ったんですけど、申し合わせ事項から規定に変えられるものはどんどん変えていくということについてはどうなんでしょうか。これはちょっと皆さんの意見をきちんと出し合っておくべきだと思imasu。

高松秀樹委員　事務局にお聞きしますが、この申し合わせ事項は分かるんですが、規定はどのような定義になるんでしょうか。

長谷川知司委員長　山田議員にちょっと聞きます。規定というのはどういう字を書きますか。

山田伸幸議員　通常考えれば……（発言する者あり）ここに書いてある。モニター意見に書いてある。

長谷川知司委員長　この規定ですね。御無礼しました。規則の「規」に「定める」ですね。（「「程」という字もあるしね」と呼ぶ者あり）規定について、事務局にちょっと調べていただいておりますが、モニターの意見は規定としたらどうかということですが、それとは別に、申し合わせ事項に追記するというのもあると思imasu。どちらにするかということもあると思imasu。

山田伸幸議員　申し合わせ事項は決して決定ではないんですよ。一応、その申し合わせ事項を合意した範囲内に限られて、それに入っていなかった人は、それに含まれない、そのことがここにも書かれているんですけど、

そういった面からすると、誰が来ても規定として示すほうが合法的ではないかなと考えます。

高松秀樹委員 いやいや、そういう意味からいったら、この規定も同じように改選前にこの規定が作られて改選後に規定を遵守せよとなったときに、いやいや、その規定が作られたときに私はいませんでしたので、遵守できませんとなる。これは同じことだと思うんですよ。だから、山田議員はここの規定とはどういうふうに、申し合わせ事項と規定は何が違うと思われているんですか。

山田伸幸議員 申し合わせ事項というのは、その含まれた人たちの間での取決め事項ですよ。規定だったら、改正されるまでは、それが生き続けるということですよ。だから、議会基本条例にしても、その存在意義について議論したときに、やはり条例としてまとめるほうが、次の改選後の議会にも、それが生きてくる。なぜこれが議論されたかというのも学習した上で、基本条例を守っていこうという議論をしてきましたけれど、やはり規定も同様だと思います。

高松秀樹委員 ということは、申し合わせ事項を条例化しなさいということになるんですか。

山田伸幸議員 条例とする必要はないと思うんですね。議会の委員会規程というのがありますので、そういった形が取れないだろうかということです。

高松秀樹委員 そうなるとモニターが書かれたとおり、実は申し合わせ事項とこのモニターは議会の内部規定と書かれているんですが、その内部規定の違いが私はよく分からないので、今のままでいいのではないのかなと思っています。地方議会では申し合わせ事項について、恐らく改選後に度々問題になることがあると思うんです。それはここの5番で書かれているように、私は合意してないと、改選前の話でしょというのが恐らく

あるんですけど、それはどういうふうに回避するかという改選後にこの申し合わせ事項について、山陽小野田市議会はこれを遵守していくんだということを、やっぱり議会としてしっかり前に押し出せばそれはそれで問題はないと思います。

長谷川知司委員長 要するに改選後に新しい議員にこれを理解していただくということですね。

山田伸幸議員 12年前を今でも鮮明に覚えておりますけれど、これは議長選出に関わる問題であって、まだ、そういった規定うんぬん、あるいは申し合わせ事項を確認するとか、そういう以前の話だったんですよね。ですからその辺も規定にしておけば、この規定どおりにまず進めていくと。規定に問題があるのであれば、みんなで合意をしてその規定を改めていくというふうにすれば問題ないですよ。

高松秀樹委員 いやだから、この規定と申し合わせ事項は何が違うのかをちょっと明確に、まず教えてください。

山田伸幸議員 申し合わせ事項はあくまでも、その議員の任期の間で一致した事項です。それは規定ではないわけですよ。だから規定としておれば、それは次の議会も引き継がざるを得ない。条例ではないけれど、規定として、そこに議会ルールとして明確に示されている問題だと思います。

高松秀樹委員 今の違いの法的根拠はどこにあるんですか。

山田伸幸議員 法的根拠となると、やはり規定というのはそれなりにみんなで決めたことになります。申し合わせ事項だったら、こういうふうにしましょうということでも済むと思うんですけど、規定となるとやはり文章化して改正まではそのとおりが生きてくると思います。一番いいのは条例化するなりすれば問題ないですけど、そこまではする必要はないと思って

います。

高松秀樹委員 事務局に聞きます。申し合わせ事項も文章化してあります。申し合わせ事項もこれは勝手に決めたものではなくて、みんなで決めたことだと思うんですが、事務局としては、この申し合わせ事項と規定の違いはどのようなものであって、その法的根拠をどういうふうに解釈されているのか、分かれば教えてください。

尾山議会事務局長 はっきり申し上げにくいですが、先ほどの規定、規程は、一定の決まり事を定めたものを総称して規程と呼ぶか、議会で議決されたので条例であるとか、呼び名はいろいろあって、内部を統制する、議会の組織の内部に規制を掛けるものですから規程ぐらいでいいし、市の執行部だと訓令という。これは執行部内部を縛るようなものが訓令というようなことで、住民まで、権利や義務で縛っていく権利を与えられるような、義務を課すというようなことになると、もう条例ということになっています。またそれをどういうふうに動かしていくかという細部は規則で定めるとか、そのような、中身によって使い分けはされているというのが一般的です。この申し合わせ事項については、便覧をお持ちでしたら150ページになるんですけども、最初に、申し合わせ事項とはどういうものであるかというのが5行にわたって書いてあります。下から4行目に、これは山陽小野田市議会が決定、了承したものと書いてありますから、任期が切れたら失効するといったものではないと思います、これを読んで。ですから、条例や規程と同じであろうと。ただ、内容を見て、申し合わせ事項にされているんじゃないかと捉えております。

長谷川知司委員長 今回の事務局の説明から言えば、申し合わせ事項と規程というのは、あんまり差がないんじゃないかということですね。

尾山議会事務局長 中身、内容を見てどういうふうに、条例にするか規則にするか規程にするか申し合わせ事項にするかということであって、縛られ

ているということは同じだし、この申し合わせ事項、さっき繰り返しますけど、「山陽小野田市議会が決定、了承したもの」と書いてありますことから、任期とはちょっと別で、ずっとこれは縛られていくんだろうし、実情とそぐわなくなれば、条例、規則がそうであるようにこれも見直すということだと思います。

長谷川知司委員長 ありがとうございます。申し合わせ事項115に戻り、「請願及び陳情等は原則として」とあります。原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理すると。この原則だけでは弱いというのであれば、これに何か付け加えるということに対応できるかどうかなんです。

山田伸幸議員 柔軟にいつでもええよというのであれば、ここの規定を変えるべきだ、明確に変えるべきである。このように、定例会に関する議運開催日の前日までといったことを外さざるを得ないんじゃないですか。今のような運営にしようとするのであればです。

高松秀樹委員 僕もそこは同意見です。ここで事務局に、分かったら教えてほしいんですけど、申し合わせ事項115が作られた背景が分かりますか。

山田伸幸議員 これはですね、以前は、陳情あるいは請願というのは議会で諮ってもらったもの。例えば何々の料金の引下げを採用してほしいという請願といったことだったと思うんです。ところが最近、そうではない、いろんな議会のあらゆることが、陳情や要望書という形で出されておりますので、以前とは、今は意味合いが全然違ってきていると思います。

長谷川知司委員長 事務局、答えられますか。

島津議会事務局次長 請願は議案になりますので、それと同等に取り扱ったときに、恐らく要望書については、定例会に属する議運の前日までと補足

されたのではないかと思います。

高松秀樹委員 答えがないのであれですけど、恐らく、合併当時から含めて、陳情や請願が出るタイミング、当時の議会は、今ほど通年議会並みに委員会等が開催されておらず、定例的にいろんなもんがあったということで、いわゆる全国議長会を参考にして、こういう申し合わせ事項を作ったんじゃないかと思うんですよ。しかし最近では、あらゆるタイミングで特に陳情が出てくる。そういう状況を見てこのモニターはこういう意見を出されたんじゃないかと思っています。市民の立場からしてみると、非常に今の申し合わせ事項115は硬直的な運営にしか映らないんだらうな、私もそう思っているんですけど、それをもうちょっと柔軟な対応するには山田議員の言われるように、この申し合わせ事項115を抜本的に変更する必要があるとは思っています。

長谷川知司委員長 抜本的に変更って言われましたけども、この例えば例外を認めるとかっていう言葉じゃなくて、根本的にやり換えるということですね。

山田伸幸議員 ただし、請願に限っては、規定は残っておかないと、議案として提出しなくちゃいけませんので、そういう必要があるかと思っています。

島津議会事務局次長 先ほど、私もちょっと勘違いしたかもしれませんが、議会運営委員会で付託の委員会は請願についても決めますので、その議運が開かれる準備も含めて前日までという締切りになっているのではないかと思います。

河野朋子委員 申し合わせ事項を改めて読んでみても、特にすごく何ていうか、議会として対応が遅れているとは思わないです。議案の受付とかほかのいろんなことから考えて、自然の流れでこれをしていたんですけど、このモニター自身が申し合わせ事項を無視したことに対する抗議なのか、

何かちょっと意図がよく分からないです。私はこの文章はこのままでいいし「原則として」と書いてあることにある程度含みがあって、やはり市民側に立って、どうしても急を要するようなことで、そういった議長の判断で変えることもできるというふうに取り取れば、特にこれに問題があると思わないし、大幅に変える必要もないとは思っているんです。すみません。ちょっと議論をまた元に戻すようなことになるかもしれませんが。

長谷川知司委員長 意見がいろいろあります。

吉永美子議員 ここにあるのを見ると、議運の前日までで当該定例会なので次の定例会に回すわけでもないし、長くなるという認識は持っていないのと、原則としてというのでどうしてもプラスですのとなれば、「ただし、議長が緊急と認める場合はこの限りではない」とか何かそういう言葉を入れればいいと思いました。だから、これ自体を何か削る必要はないと思います。

高松秀樹委員 そうなると恐らく問題になるのは、原則としてというのを誰がどこで判断するのか、それに恣意的なものは入らないのかというところが恐らく問題なってくると思います。

長谷川知司委員長 原則としてという判断については、やはり議長は外せないと思うんです。議長だけの責任ではないから、議長プラス議運のメンバーで認めるかどうかということになってくるかなとは思っています。今までは私もちょっと確認しないで安易に議運に諮っておったというのは自分でも、ちょっと皆さんに確認するのが抜けていたかなという気はしております。（発言する者あり）議長から諮問を受けて、もう議長から諮問を受けたら、それで議運で諮っていますかね。異議がなかったということでもいいんですかね。御無礼しました。

中村議会事務局主査兼議事係長 申し合わせ事項115はちょっと難しいところで、請願は付議、いわゆる議案なんで最低でも議会に出さないといけません。先ほど言っていないんですけど、これで臨時会を招集することも可能です。ただ、陳情は、議会に諮らないので、随時とすると、陳情のほうはそれができるような内容になってしまい、陳情は随時処理できるようにして、請願だけは会議を開かないといけなくなります。陳情も請願と同様に扱うのだから、もう本当にその都度請願も臨時会を開くのかという議論も出てきます。なので、請願がきちんと記載があって、陳情を請願と同様に処理するというようなものになっていますので、議論がなかなか難しくなってくるのかなと思います。

午後1時56分 休憩

午後2時8分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、議会運営委員会を再開します。

先ほどの問題ですが、申し合わせ事項115に対する対応ですが、これについて意見があればお願いします。

伊場勇副委員長 いろんな御意見がありまして、私が思うに、申し合わせ事項に先例を作ったその内容は、やはり市民の立場に立って議長がしっかり判断されて、「原則として」という文言の中で議運が判断した場合だと思いました。そのことについては、申し合わせ事項が消滅するといったことにはつながらないのかなと思っております。規定として明文化するということなんですが、この申し合わせ事項もしっかり本市議会の中で決めたルールで、わざわざ規定にせずとも、皆さんこれをしっかり頭に入れて議会活動されていると思いますので、このことについてはこの申し合わせ事項のまま進めていけばいいのかなと思っております。ですので、「原則として」という言い方の中に、やはり議会としてのいろんな姿勢、立場や処理の仕方があるということを尊重していけば、この申

し合わせ事項のままでいいかなと思っております。以上です。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。今副委員長が申したことを再度まとめて、次回の議会運営委員会で回答として提示させていただきま
す。では次の2、3月議会を傍聴してに入ります。特別委員会が一般会
計予算の審査を行う疑問ということでありました。これについて、前回
もお話ししましたが、これについては、今までどおり進めていきたく
いと前回話しております。そういうことで回答を書きたいんですがそれ
でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次、3ページの2
ですかね。3ページの2、「令和3年1月26日の政策討論会の開催等
についての意見について回答いただきましたが、どのような方法がある
のか考えていきますとは、議員の資格が問われる回答だと思っています。
政策立案にこだわることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要
であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めますというもの
です。」。これについて、皆様から意見をお願いします。

伊場勇副委員長 これについても前回、皆さんにお話ししたところもあるんで
すけども、政策討論会を22人で一気にやるというのは、現実的にはなか
なか難しいということでしたので、例えば人数を8人とかにしての政策
討論会とか、いろいろ人選等々諸問題はあるとは思いますが、そういつ
た規定を少し変更する必要があるんじゃないか。より現実的に政策討論
会が開かれるような、やりやすい仕組みを作っていくべきじゃないかと。
そういったところの意見等々がありまして、私もそれには賛成しており
ます。討論会を22人でというのはなかなか難しいと思いますが、その
点は、今後しっかり協議していかなきゃいけないことだなと感じており
ます。以上です。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、
副委員長が申したことを基に回答案を作って、次回皆様に提案したいと
思います。次、3、「会派についての質問・意見に対しての回答をいた

できました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。」。これについて事務局で説明できますか。

島津議会事務局次長 先般、会派の皆様から会派の理念を頂きまして、本日全てそろいましたので、ホームページ上の会派のところに、会派理念を入れたものをアップしております。

長谷川知司委員長 以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、4。（発言する者あり）一緒ですね。では次、7です。「代表質問が行われましたが、一般質問との違いはどこにあったのでしょうか。」ということがございます。これについて、皆様方から意見をお願いします。

山田伸幸議員 この質問は議員にとってかなり難しい質問だと思っております。やはり市長の政策理念、方針等を掘り下げて、一般質問とは違う高い立場で質問して、それが一般質問につながっていくということは、もうこれは理想であって、なかなかそこまで至っていないというのが今の議会の実力だと思っております。やはりそういった会派の理念を基にした代表質問を行えるような、そういう議会づくりが望ましいということではないでしょうか。

長谷川知司委員長 （「代表質問はやめようや」と呼ぶ者あり）ほかに意見はありますか。手を挙げて、回答してください。（「ありません」と呼ぶ者あり）先ほどおっしゃいましたとおり、平成26年3月から代表質問を行っております。今回で一応8回行ったということになります。8回もした中でこのような意見が出るのであれば、代表質問そのものについて、もっと皆でどうなのかということをやっているかにかんやいけんと思えます。（発言する者あり）手を挙げて言っていないだけではないですか。

山田伸幸議員 やはり代表質問は、会派の理念を基にして市長の施政方針につ

いてただすわけですから、それはもう会派でしっかりと議論していただかないと、議会運営委員会ではどうしようもできない問題だと考えます。

長谷川知司委員長 では、今の意見を基に、次回の議運で回答を提出したいと思います。最後ですね。令和3年6月24日議会運営委員会を見て。一緒ですかね、これは。

伊場勇副委員長 廃止したことで、やはり考えられるデメリットというのも考えていかなきゃいけないのかなと思っているんですけども、代表質問がなくなって、会派として施政方針等々に言えなくなることで不都合がどれだけ起こるか。代表質問がなくなることで、というところだと思うんです。

吉永美子議員 以前事務局にお願いした件はどうでしたでしょうか。調査をお願いしましたよね。

長谷川知司委員長 大分市議会のことですか。（「それは政策討論会」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長 県内で代表質問をしているところは4市あります。下関市、宇部市、周南市、そして山陽小野田市です。一応、県議会でも代表質問をされておりますけども、これは毎定例会やられているようです。代表質問や一般質問も市によって意味合いが違ってきますので、それは何とも言えないところです。他市では検討しているところもありまして、そこは実際にはやらなかったんですけども、なぜやらなかったかと言われると、やはり一般質問を全ての議員ができるといった理由で、代表質問を導入しなかったと事務局からお聞きしました。場合によっては、小さい市でやって意味があるのかというような話もあったようです。

長谷川知司委員長 委員の皆様の中で、もし今廃止したことでのデメリットが

明確であれば、意見を言っていただきたいと思います。

高松秀樹委員 デメリットは、要は代表質問の必要性の問題だと思うんですよ。必要性が見いだせない場合に廃止してもデメリットはないと思っていますので、私はそもそもこの22人の議会で代表質問は必要ないと思っていますので、恐らく廃止したことによって何のデメリットもないだろうと思います。だからそのこと自体が問題であるとは全く思わないです。

伊場勇副委員長 デメリットかどうかあれなんですけど、やはり会派制をしいている本市議会の中で、会派としてしっかり意見をまとめて質問する、発表の場としての代表質問という場所の設定がなくなることについてはどう考えられますか。

高松秀樹委員 うち全員、一般質問の権利があると認識しているんですけど、だからその一般質問の中で、それは会派の意見又は質問をすればいいことではないかと僕は思います。

山田伸幸議員 一般質問そのものも、やはり微に入り細に入りとなってしまうている。市の事務について、私どもの認識としてはやはり市長と議員が意見を闘わせていく場と考えております。それは一般質問でも代表質問でも同じ。ただし、施政方針に絞ってあるのが代表質問だと認識しております。私は会派に所属していませんでしたので、一般質問の中で施政方針について質問をしてきたわけですから、やろうと思えばできるということですが、一般質問において。

長谷川知司委員長 代表質問の必要性、絶対これがないといけないんだという意見があればお聞きしたいと思います。

高松秀樹委員 何年前に代表質問を取り入れたか知りませんが、その当時になぜ代表質問を取り入れたのか、事務局は何かお聞きになっていますか。

島津議会事務局次長 平成26年1月ぐらいに話し合われたと思いますが、すいません、ちょっとその詳細は記憶しておりません。

河野朋子委員 その時の特別委員会……

長谷川知司委員長 あり方特別委員会ですか。

河野朋子委員 あり方特別委員会じゃない。（「議運」と呼ぶ者あり）議運でしたか。その前に、議会改革の一環として代表質問を取り入れたらどうかみたいな意見が、議員定数だったか、議運以外のステージでもあったんです、そういう議論が。最終的には議運で決定するんですけど、その前の議論は、たしか多分議運のメンバーじゃなくて、私の中いたので多分議運じゃないと思うんですけど、平成26年ですから、その前ですかね、メンバーの中で議会改革として代表質問を取り入れたらどうかという意見が割と唐突に出てきて、その辺の仕組みとか理念を党派の中で考えて、そしてそれを更に深めてみたい、丁寧にやっていくべきだから代表質問が必要だとかいうような、下から上がってきたものじゃなくて、代表質問をやったらどうでしょうかみたいな、議会改革の一環としてというような割と軽い投げ掛けだったと思います。何遍も言いますが、当時私は反対した立場でしたが、大方の意見が賛成だったので、多分、議運にそういったものが出されて、最終的には決定されたんじゃないかと。当時いたので、少し覚えています。

山田伸幸議員 当時の議論の中で、代表質問を60分とする、要するに一般質問より10分短くすることについて、どういう議論があったんですか。

河野朋子委員 時間については、最終的には多分議運で決定されたと思いますが、そのときに時間をどうするといった細かい議論は、たしかなかったです。

長谷川知司委員長 一般質問との違いは、あくまでも施政方針に対する質問をするということに今はなっています。それが、よく言えば大局を聞くということだと思ふんです。代表質問が必要だと、あえてここでいう意見は余りないということでもいいですか。どうしましょう。ここで決めたほうがいいですか。あるいは次回の議運で回答をまとめて案を作りますので、それでいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで終わらしましょう。2、会派についてですが、ここで5分間休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時33分 再開

長谷川知司委員長 議会運営委員会を再開します。付議事項2、会派について。

これにつきましては、現在3人以上で一つの会派としておりますが、2人でどうかという意見がありました。これについて皆様の意見をお聞きします。前回までの話では、2人でもいいんじゃないかという意見が大半だったと思いますが、ただ、政党に限るという意見と政党でなくてもいいんじゃないかという意見がありました。そこについて皆様方の意見をお聞きしたいと思ひます。意見はありませんか。政党の方から意見が何かあれば。

吉永美子議員 政党に限ってという御意見を頂いていることもありがたいんですけども、以前の要望書のとおり、政党というのは外させていただいていまして、2人で会派ができるものであれば大変うれしいところです。

長谷川知司委員長 山田議員、何かありますか。

山田伸幸議員 元々、基本的な政治的態度もきちんとするというところで、政党については1人から認めていただきたいというのは以前も言っております。

した。あと、会派としてどのような構成人数で行くかというのは、全体で決められたらいいんじゃないでしょうか。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。前回、政党に限って2人という意見がありました。その政党に限るという理由がもし言えるようであればお聞きしたいんですが。

山田伸幸議員 政党に限るということだけで発言させていただくと、政党というのはやはりそれなりに理念が一致していないと属することはできません。これは政治的な様々な問題が出てきたときに、理念に基づいて、例えば議案なり請願なりといったものに対して、一致して判断していきますので、それは通常の会派の縛りというものではないということだけははっきりと示しておきたいと思います。

長谷川知司委員長 もっと強い縛りがあるんだということですか。

山田伸幸議員 いや、違います。理念そのものですから、考え方に基本的な違いはないということです。

長谷川知司委員長 どうでしょうかね。皆さんの中では2人でも良いという意見がほとんどですが、ただその2人について、政党に限る、あるいは政党でなくても認めるということがあります。

河野朋子委員 議員定数も減ってきて、議員がたくさんいる中での3人というのと、今22人の中での3人というのは、かなりウエートも変わってきたと思うんですね。私たちは、やはり政党に限らず2人以上の同じような考え方がいて、活動しやすいのであれば、2人からも会派として認めると。議運に選出するという条件はまた別なんですけど、会派として認めるのには、別に政党に限らず2人以上を会派として認めてもいいんじゃないかというような意見を出しました。

長谷川知司委員長 河野委員の意見もそうですし、また今後私たちがきちんと会派理念をホームページに載せるということもありますので、ある程度理念はしっかりしているという理解はできます。ただ、政党ほどではないと思いますが、どうでしょう。皆さん意見はありませんか。

杉本保喜議員 委員長が言われた件、それから河野委員が言われた件を見ると、確かに2人でも会派として編成して、ただし、議運に参加できる、出席できるというのは別として、よその議会でも1人会派が認められているところもあると。つまり、それは一つの理念というものが明らかにされるというような点では、2人会派でもひとつの効果があるというか、議員活動が明確になるんじゃないかと考えられますので、2人会派は賛成です、政党に限らず。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありませんか。

高松秀樹委員 2人会派を作ったときに、何で2人会派が要するという話になるのかなと思って。つまり、今の状況の中で議運にも出られない状況ですよ。前も言いましたように、考えられるメリットとすれば政務活動費が会派ごとに支給されるぐらいしかないんじゃないかと思うんですけど、わざわざ2人会派にする納得できる理由をまずしっかり教えていただきたいと思います。

杉本保喜議員 会派の理念というものは、ホームページに掲載される方向に決まりました。そういう点では、今の状態では無会派の数が多くても、どういうことをやろうとしているのか市民から見えないわけですよ。2人会派でもって、それぞれ会派の理念を明確にすることによって、市民から見れば、できるだけ多くの数の議員の活動指針というものが見えてくるというメリットがあるんじゃないかと思います。

高松秀樹委員 今のような理由であれば、別に会派に入っていなくても、ホームページ上で、議員個人のいわゆる理念や政策の方向性を公表できるようにすれば、会派を作らなくてもオーケーじゃないかと思います。もう一点、山田議員が1人会派のことを言われたんですけど、原則として1人は会派にはならないと思っています。1人でも会派を名乗っているところはありますが、1人会派とは議会の運用上の問題で名乗っているだけで、厳密に言えば会派には入らないと理解しています。

山田伸幸議員 1人でも会派を名乗るというのは、やはりそれなりの基本的な政治理念を保有していて、それは世間一般的にも認められる、通用しているという場合になってくるとと思います。そういった意味で、政党であるということは、それなりの評価はあるんじゃないかということで、私は1人でも会派が名乗れると考えております。

高松秀樹委員 会派というのは「派」なんですよ。「派」ということは1人にはあり得ない。これはもう日本語の当たり前の話で、そのほかの議会で存在するから1人会派というのは、ちょっと違う。それは議会の運用上の方策、問題として、それを取り取り上げただけと考えると、「派」と名乗る以上は必ず複数人であるというのが最低のルールであろうと思います。

尾山議会事務局長 これは参考、補足ですけど、議会基本条例の第4条に「会派」という見出しの条文があります。便覧では19ページになりますけど、「議員は会派を結成することができます」。「会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって」とありますから、複数人ではないかと思います。

長谷川知司委員長 本市の議会基本条例では、そのように書いてあるということです。

河野朋子委員 この条例を作るとき、3人というのを想定した上だったと思う
んですよね。ここに来て、やはり2人でも認めてはどうかというような
議論が吉永議員から出されて、それを今議論しているのです、1人をどう
こうというよりは、むしろ3人でと認めているけれども、2人はどうか
というところに絞っていくべきかと。政党は2人でもいいけどそれ以外
はというような意見もある一方、いやもう政党にこだわらず2人のとこ
ろを会派として認めてはどうかというような二つの意見が出ていると思
うので、その辺で少しまとめていき、議論を集中したほうがいいかなと
思います。

長谷川知司委員長 そうですね。2人の解釈を政党だけにするのか、あるいは
政党以外でもいいのか。そこだけに絞って話を進めたいと思います。

河野朋子委員 改めて基本条例を見ると、やはりこれは政党に限り想定して
条文にまとめたわけではないので、2人を認めるのであれば、政党に限
らずがいいと思います。議運に選出できるかどうかというのは、また別
の話になると思うんですが、調査、研究を一緒にしていくという目的が
あるのであれば、2人でも十分会派として機能するんじゃないかと思
います。

長谷川知司委員長 今、政党にこだわらなくてもという意見がありました。ほ
かにありませんか。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、まず2
人会派を認めるということは皆さん了解という理解でいいですね。

高松秀樹委員 いやいや、政党の場合又はそうじゃない場合、なぜ2人会派を
認めてほしいのか。納得できる理由がないと、ただものの流れで、そう
ですかというわけにはいかないと思うんですよ。実は、政党内会派は分か
らなくてもないんですけど、やっぱり2人政党内会派にしても、まずは、な
ぜ政党内会派を認めてほしいのかという理由があつての話かなと思います。
理由がないということは、どうしても、どちらでもいいのかなと思って

しまいます。

山田伸幸議員 人数の問題は、先ほど言いましたので言いませんが、やはり先ほどから何回も言っているように、それなりの理念を学習し、そして共通の理解、議案に対しても共通の態度を常にとれる、これが政党です。そうでなかったら、政党である意味そのものが失われていきます。この理念を共有し、そしてそれを議会の場で発揮していく、それが政党内派の理由だと思います。

高松秀樹委員 それが理由であれば、別に会派を形成することなく、お互いに手を携えて、理念を共有してしっかり活動していけばいいと思うんです。僕が言うのはそういうことじゃなくて、今の議会のシステムの中で、なぜ政党内派と会派を2人で認めてほしいのかということところです。つまり、どういうメリットがあるのか、又はどういうデメリットが解消されるのかを知りたい。何遍も言いますように、僕としては、政務活動費が一括で振り込まれるということぐらいしか思い浮かばなくて、例えば会派代表者会議が常に行われているのであれば、2人政党内派からも会派代表に出てもらって、議会運営について協議をしていくというのはあると思うんですが、常態的にそれが行われていないような状況の中で、今の要望に関する理由がなかなか分からない。分かれば、「ああ、そうですね」という話になるんですが、そこまでちょっと行かない部分があるのかなという気がしています。

山田伸幸議員 議会上の重要な局面では、会派代表者会議は折に触れて行われてきたと思います。その上で、こういう委員会を作ろうとかかそういういろんな話の後、議会運営委員会に話を持っていくというパターンがこれまで取られてきたように思います。やはりそういった中であって、そういう政治的な議論ができるといった意味では、政党内派の重要性というのは認識していただきたいと思います。

高松秀樹委員　まず会派代表者会議と言われましたけど、これは非公式の会議だと思っています。そのほか、今の小野議長は特に政党で2人いらっしゃる公明党には非常に気を使って、あらゆる場面で2人のうちから1人、どっちかに声を掛けて、今の委員外議員もそうなんですけども、そういう運営をしていらっしゃるとう理解しておりますので、別に遜色なく行っておると思っています。最初に言ってもよかったんですけど、政党内は賛成です。それ以外の2人会派は反対です。会派新政会の意見がそういう意見です。

吉永美子議員　委員長にお聞きします。四つの会派のうち、三つの会派は政党関係なく2人でいいよという考え方ですか。確認です。4会派のです。

長谷川知司委員長　ちょっと確認しましょうか。今、高松委員の会派は政党内は認める。河野委員の会派はどちらでもこだわっていない。伊場副委員長の会派もこだわっていない。私の会派もこだわっておりません、政党内には。

吉永美子議員　すいません、高松委員にお聞きします。政党以外のほかのは3人じゃないといけないという、会派の考え方の理由を教えてくださいですか。

高松秀樹委員　逆の話で、なぜ政党内は2人でもいいのかというところですが、政党名を名乗って選挙に出ていらっしゃいますよね。我々はみんな無所属です。その違いだと理解しています。例えば、僕は自民党籍を持っていますけど、党議、党則にとらわれることなく議会活動をしています。でもやっぱり党を背負っていらっしゃる方は、そうじゃないと思って、そこはある種の強力な一本の線が引かれていると理解しております。公明党、共産党もまた2人出られたら恐らくそうなると思うんです。でも我々は、実はそこがないんです。ないのに、無理やり理念を共有するというのはなかなかできないので、同じようにするとモニターの意見か

ら、同じような意見がまた出てくるような形もなりかねないということになると思います。

吉永美子議員 政党のことは分かったんです。政党じゃない人が3人じゃないといけないという理由です。

高松秀樹委員 まず一つは、ずっと旧小野田市議会の時代から3人でやってきたというのが一番大きな理由です。そこを2人に変更する大きな理由が見当たらないと。この二つです。

吉永美子議員 ちょっと発言させていただきたいんですけども、旧山陽町議会は2人で会派として認めていました。やはり当時の旧小野田市議会の定数の状況と今は違うと思うんですよね。そのときのままだったら、また状況はあれなんですけど、とにかく旧山陽町議会は2人で旧小野田市議会は3人で、だから旧小野田市議会に合わせる形になったんだと思ってたんです。それが定数の状況が当時より減ってきていて、環境がそういうふうに変ったというところはあるかなと思っていて、旧小野田市議会が3人だったからと言われているんだけど、その定数自体が減っているというところでは、環境が変わったのかなと。ましてや旧山陽町議会は2人だったので。私は、議運には出られなかったけど、公明党という政党だから一応認めてもらってました。以前は2人で会派だったんですよ、旧山陽町議会は。その辺があって、もう旧小野田市議会は3人なんだなとずっと思っていて、今は定数が変わってきたというところで、ほかの3会派がその辺もあって、2人でいいと思われたのかなとちょっと思ったもんですから、ちょっと明確に政党以外は3人じゃないといけない理由、それをちょっと教えていただきたいと思いますと思って発言しました。

高松秀樹委員 我々議員が議会活動をする上で、会派形成についても、しっかり努力し汗をかくべきだと思っております。単純に2人というんじゃなくて、やっぱり3人目を会派に入れるというのは、いろいろやっぱり努

力も必要になってくる。それは理念の問題も政策の問題も含めて、そういう努力をした結果、やっぱり3人会派、プラス今22人で議会運営委員会の規定では8人以内、本当は規定を変えないといけないんですけど、7人ということで、3掛ける7は21人という計算になりますので、この3人のままでいいと思います。ただし、議員定数が10人になりましたとなるとバランスが悪くなるので、そこをどう考えるか。10人だったら、そもそも会派が必要なのかどうなのかという議論に発展すると思うんですけど、今の段階ではその議論も必要ないと思っています。

長谷川知司委員長 今、皆さんの意見の中で、ちょっと私がさっき言ったことを誤解されたと思います。まず基本的には、2人を認めてもいいがそれを政党に限らずにするか、あるいは政党だけにするかということです。いいですかね、まず、皆さん。それで政党だけに限るという理由を高松委員が言われました。そうでない、一般というか政党でなくても2人でもいいんだという意見があれば、もう1回言ってもらいたいと思います。

伊場勇副委員長 このことについて会派で話し合ったときに、会派を作るに当たって3人となれば、2人よりはもちろん苦勞する場面もあるかと思いますが、会派はそんな簡単に作れるもんじゃないというところも話し合いました。もちろん、例えば2人会派が認められて、会派を作られるときはしっかり責任を持って会派を結成されると思うんですが、それに比べてやっぱり3人のほうがいろんな意見も会派の中でしっかりできて太くなるし、強い弱いじゃないですけども、3人より充実するかと思いません。やはり3人会派のほうが良い意見や悪い意見、いろんな協議ができるのかなと思います。こういうところも会派の中ではちょっと話し合いました、2人会派は他市の状況を見て、いろいろ知り合いに聞いてみたんですけども、議会運営にそこまで影響はなかったよと聞いていまして、3人に縛られることなく2人会派を作ってもいいんじゃないのかなとは、定数のバランスを見てになりますが、私の会派の中で話した内容ですけど、ちょっと思ったところはあります。初めに言った、会派が簡単に作

れてしまう、簡単じゃないと思いますけど、今よりも容易に作れてしまうという状況に対しての影響というのは、やっぱり少なからずあるんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 確かに2人と3人というのは、本当に相当な困難があると思います。それで、みんなで調査、研究するといっても2人と3人では方向性をまとめるのは大変だと思います。どうしましょかね。段階としては、まず政党は2人会派を認めるというのはあると思います。それから全部、2人会派を認めていくという段階に行くというのもあります。

山田伸幸議員 そもそも今2人で会派を認めてほしいというのが、どれぐらい出ているんですか。その要望というのは出ているんですか、議会の中で。

長谷川知司委員長 それは、お願い文が出ていると思いますよ。

山田伸幸議員 それは政党会派と認識していたんですけど、今、吉永議員の話を知ると、そうではないというようになってきていますので、それ以外の無会派の中でそういう動きがあるのでしょうか。

長谷川知司委員長 そこまで調べていないです。

河野朋子委員 あるとかないとかいうよりは、現在の議会の中の、こういった議運に来ている、会派が存在している、今の無会派の状況とかを考えたら、本当に今後、3人の会派というので、今までそうだったからとそれですと行って、議会運営についてどうなのかということもあるし、会派自体が本当に必要なのかという根本的なことにも立ち返るようになると思うんですよ、議員定数のこととかを考えると。会派そのものを3人で絶対に作らないと、その努力がどれほど、むしろ本当にそこに注ぐ努力が議員活動の中でどれだけ必要なのかということを考えますと、3人にこだわることについて、今考え直す時期じゃないかなとは思いました。

政党から出されているからどうこうじゃなくて、議会のこれからを考えたときに、本当に3人にこだわっていく必要があるのか。いや2人でも会派として認めていくというような、ちょっとそういった過渡期にあるような気もします。3人じゃないといけないということに、こだわりすぎるのはどうかなとは思いますが。そもそもですね。現状から考えてもかなりちょっと議会の中で会派を作ることに対してどうなのかということが、多分問題だから今こういう状態になっているわけですね。

長谷川知司委員長 今日には答えが出ませんか。結論なしで、これは次回持ち越しでよろしいですか。（「次回以降」と呼ぶ者あり）はい。では、会派については、これで終わります。3、その他について。何か皆様からありますか。

吉永美子議員 以前申し上げました政策討論会をどうやっていくかという件ですが、一つのやり方として、大分市議会のことをちょっと発言させていただいて、事務局に情報提供くださいと申し上げたと思っています。大分市議会のホームページを見ると、議員政策研究会というのがあって、これは政策の条例を作るという一つの大きな目的があって、参考となるのが全議員で行う全体会議はあるんだけど、推進チームを作ってやると。この市議会の定数は何人か忘れましたが、15名以内で議員政策研究会を作って、また議運でテーマ決定をし、最終的には、本会議に上程、提案理由、説明、質疑、本会議で可決といった具体的な流れまで作っておられます。政策討論会を行うための一つのやり方として、条例を作るのが目的ではなくて、やり方として紹介させていただいたつもりだったんです。それでちょっと事務局から御説明していただけるといいかと思いましたが、お願いしておりました。よろしくお願いします。

島津議会事務局次長 今、吉永議員が大体言われましたけど、全員で討論することは難しいと言われていました。大分市議会の取組を全員でやるのは、まずテーマの募集を全体でやって、それから会の中に役員会を作って、

その役員会の中で様々なテーマを決定して、そのテーマごとに推進チームを作って、そこで実際に条例案とかを作成して行って、それから役員会に戻して、全体会に報告するというような流れでされているようです。

吉永美子議員 私が申し上げたかったのは、以前から申し上げていますように政策討論会を行う手法として参考になればと思っただけのことです。やはり中心となる、要はそういった組織を作って進めていくというのをどこかで議論して、進められたらいいなと思っただけのところなんです。

長谷川知司委員長 政策討論会は議運が担当ですかね。議運の中で参考にして、今後次期議運でやっていただくようにしないといけないですね。他人事じゃないですけども。

高松秀樹委員 今、吉永議員が言われて、島津次長が言われたのはもっともなことだと思います。そうすると政策討論会の実施要綱を変えていかなきゃならないはずなんですよ。まずこれが根本ですよ。だから、それを今議会で変えるんじゃないでなくて、申し送って、次の議会で変えて、そのときになぜハードルが高かったのか、なぜなかなかできなかったのかという反省を踏まえて、実施要綱の変更、改正をすればいいと思います。

長谷川知司委員長 今、高松委員が言われたんですが、ほかに意見がありますか。様々な意見がありますが、今の高松委員の意見を参考にして、次回どうしたらできるかということを議運でやるということです。

山田伸幸議員 このシステムとして言い出しっぺが必要なんですよね。今までは、いろんな会派が、例えば病院問題について議論しようとか、まちづくりについて議論しようとかというのがあったわけで、それは新しい期でそれぞれ会派の中でよく話し合っていて、それぞれ掲げた理念の実現のために、是非、全会派の協力、全議員の協力、そのためには、皆さんの意見を一致していくために討論が必要だというような考え、そ

ういうリーダーシップを持った会派が必要だと思います。その辺のことも含めて、やっぱり申し送りが必要かなと思います。

長谷川知司委員長 ほかにはありませんか。これで政策討論会については以上でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 会派の件です。先ほど島津から申したとおりホームページに載せていますが、前回、改選後どうするかを議論しておこうという話になったと思いますので、今期の中に、表記の仕方とか届出とか、明文化するとか、先例で行うようにするのかとかを、まだ9月定例会が終わるまでもう少し時間がありますので、そこを次回以降の議運で議論していただくように覚えておいていただけたらと思います。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、第72回議会運営委員会をこれで閉会します。お疲れ様でした。

午後3時10分 散会

令和3年（2021年）8月10日

議会運営委員長 長谷川 知 司